特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

多賀町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

多賀町長

公表日

令和7年10月1日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
国民健康保険に関する事務					
②事務の概要	・国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①被保険者等の資格に関する届出受付・管理等 ②医療給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・支払 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。 ・オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(オンライン資格確認の準備業務)				
③システムの名称	国民健康保険システム 宛名システム 番号連携サーバー 中間サーバー 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等				

2. 特定個人情報ファイル名

- ・国民健康保険税情報ファイル ・国民健康保険税資格ファイル

- 宛名テーブル宛名履歴テーブル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 30項 平成26年内閣府・総務省令第5号第24条 国保法第113条の3第1項および第2項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1)実施する [実施する] 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120,121項 【情報照会】27,42,43,44,45項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46条 【情報照会】20,25,26条 国保法第113条の3第1項および第2項 番号法附則第6条第4項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務住民課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

青求先	多賀町総務課 滋賀県犬上郡多賀町多賀324番地 0749-48-8111
-----	--------------------------------------

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ							
連絡先	連絡先 多賀町総務課 滋賀県犬上郡多賀町多賀324番地 0749-48-8111						
9. 規則第9条第2項の適用 []適月							
適用した理由							

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい		

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類						
	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	:			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシステム	ムを通じた入す	゠を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワーク	システムを通じ	た提供を除く。) [〇]提供・移転	しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	1]接続しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

7. 特	定個人情報の保管・ジ	消去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か		[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人	手を介在させる作業			[]人手	を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
	判断の根拠	ミスが発生するリスクへの対象・マイナンバー利用事務においむ3情報による照会を行うこと	策は十分であ するガイドライ を厳守していが、いずれの 対策は十分で 申請書等(US 号及び本人情	ると考えられ つに、 でる。まに、 にいる。 あると考えら あると ました。 ない あると き い る。 また、 と か る。 ま に おい、 と お る る と お と お い る る と う る と う る と う る と う る と う る と う る と う ら る ら ろ ら ろ ら う ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ	基ネット照会を行う際には4情報又は住記のほか、下記の局面で特定個人情報 ても複数人での確認を行うようにしておれる。 む。)の保管	主所を含 品の取扱
9. 監	査					
実施の	の有無	[〇] 自己点検	[O] Þ	n部監査	[] 外部監査	
10. 名	従業者に対する教育・	啓発				
従業者	当に対する教育・啓発	[十分に行っている	1		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. ±	最も優先度が高いと考	えられる対策		[]全項	目評価又は重点項目評価を実施す	る
最も優先度が高いと考えられ る対策		<選択肢> 1) 目的外の入手が行わ 2) 目的を超えた紐付け、 3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正が 5) 不正な提供・移転が行 6) 情報提供ネットワーク	れるリスクへ(事務に必要(で不正に使用; な使用等のリン けわれるリスク システムを通 システムを通 い・滅失・毀損	の対策 のない情報と されるリスク・ スクへの対策 での対策(委 じて目的外の じて不正な提	表 記されている。] 除<。)
当該対策は十分か【再掲】		[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要長りよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス制限の所持者には、事務取扱担当者の研修 判断の根拠 離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。これらの対策を講じているこの 的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。				において		

변경보험원 19 대한 전체	変更簡	所 項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
1		5. 評価実施機関における担				
1.	平成29年6月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名	国民健康保険システム 宛名システム 番号連携サーバー	国民健康保険システム 宛名システム 番号連携サーバー 中間サーバー 次期国保験会システムおよび国保情報集約シ	,,,,	
	平成30年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	上田綾子		事後	軽微な変更のため
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署	奥川明子	岡田伊久人	事後	軽微な変更のため
##250-24-7-10	令和2年6月15日	1. 特定個人情報ファイルを取	の得美・変更等の管理、続保険者証・限度額適 用認定証率の身行、レセフトのチェック、療養費等の給付業務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①被保険者等の資格に関する届出受付・管理 等の確認・支払 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な 情報を開来したして装備した中間サーバーを介 して情報定根本ルトワークンステムに接続し、各 情報保有機関係を有き特定個人情報の概念	の得表・変更等の管理、被保険者証・環度額適 再認定証率の発行、レセプトのチェック、療養費 等の給付業務を行う。 ・特定個、情報ファイルは、次の事務に使用している。 (①被保険者等の責格に関する届出受付・管理 等 ②医療給付に関する届出受付・管理・所得区分等 等の確認・支払・・番号法別・支統によびき、情報提供に必要な 情報を一部では、で表して実験した中間サーバーを介 して情報提供を外ワークシステムに接続し、を 情報を一部である特定個人情報の無会 と提供を、符号を用いて行う。 ・オンライン資格確認等システム稼働に向けた 準備としての資格履歴管理事務、機関別将号 の取得等事務にプライルを発記の字偏素	事前	オンライン資格確認等制度改 正に伴う変更
************************************	令和2年6月15日	り扱う事務 ③システムの名	宛名システム 番号連携サーバー 中間サーバー 次期国保総合システムおよび国保情報集約シ	宛名システム 番号連携サーバー 中間サーバー 次期国保総合システムおよび国保情報集約シ ステム	事前	オンライン資格確認等制度改正に伴う変更
	令和2年6月15日		平成26年内閣府・総務省令第5号第24条	平成26年内閣府·総務省令第5号第24条	事前	オンライン資格確認等制度改 正に伴う変更
***	令和2年6月15日	4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携	【情報提供】 1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,7 8,80,87,88,93,97,106,109,120項 【情報照会】27,42,43,44,45項	【情報提供】 1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,7 8,80,87,88,93,97,106,109,120項 【情報照会】27,42,43,44,45項	事前	オンライン資格確認等制度改正に伴う変更
1	令和4年4月18日	ネットワークシステムによる情	【情報提供】 1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,7 8,80,87,88,93,97,106,109,120項	【情報提供】 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62 ,78,80,87,88,93,97,106,109,120項	事後	法改正等に伴う修正
日 開連情報	令和5年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署	岡田伊久人	小菅俊二	事後	軽微な変更のため
情報提供	令和5年4月1日	3. 個人番号の利用 法令上	平成26年内閣府・総務省令第5号第24条	平成26年内閣府・総務省令第5号第24条 国保法第113条の3第1項および第2項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた	事前	新たな法令の施行により、根拠法令を追加
#859年4月日 1. 対象人数 2022/4/1 2023/4/1 事後 明点を影節のものに更新 1. 正む・随着明期項目 2. 取扱者数 2022/4/1 2023/4/1 事後 評価書の表面にに作い、計算 明点を影節のものに更新 2022/4/1 2023/4/1 事後 評価書の表面にに作い、計算 明点を影節のものに更新 2023/4/1 事後 評価書の表面にに作い、計算 明点を影節のものに更新 2023/4/1 事後 評価書の表面にに作い、計算 明点を影節のものに更新 2023/4/1 事後 評価書の表面にに作い、計算 明点を影節のものに更新 2023/4/1 事後 評価書の表面にに作い、計算 明点を影があるの計量が、 2023/4/1 事後 評価書の表面にに作い、計算 明点を影があるの計量が、 2023/4/1 事後 評価書の表面には作い、計算 明点を表示の語の記載には中心 2023/4/1 事後 評価書の表面にに作い、計算 明点を表示の語の記載には中心 2023/4/1 事後 評価書の表面には作い、計算 明点を表示の語の記載にはは特別には 2023/4/1 事後 評価書の表面には作い、計算 明点を表示の語の言いたと思示 2023/4/1 事後 評価書の表面には 2023/4/1 事後 記述 2023/4/1 事後 評価書の表面には 2023/4/1 事後 記述 2023/4/1 事後 評価書の表面には 2023/4/1 事後 評価書の表面には 2023/4/1 事後 記述 2023/4/1 事後 評価書の表面には 2023/4/1 事後 記述 2023/4/1 事後 2023/4/1 事後 記述 2023/4/1 事後 20	令和5年4月1日	ネットワークシステムによる情	【情報提供】 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62 ,78,80,87,88,93,97,106,109,120項 【情報照会】27,42,43,44,45項	【情報提供】 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62 ,78,80,87,88,93,97,106,109,120,121項 【情報照会】27,42,43,44,45項	事前	新たな法令の施行に伴う根拠 法令の修正
************************************	令和5年4月1日	1. 対象人数	2022/4/1	2023/4/1	事後	評価書の見直しに伴い、計数 時点を最新のものに更新
●和0年4月1日 II Lもい値判断項目 2023/4/1 2024/4/1 事後 評価書の見直しに伴い、計算 特点を最新のものに更新 特点を最新のものに更新 特点を最新のものに更新 1 十分である/判断の根拠 (生基本や)無点を行う際には4情報又は住所 を含む3情報による服金を行うことを除りしており、人人動的までが発生するリスクへの対策は十分であったを表で、インパー・利用事務におけるがパーラインに 送い、仕基本や)無点を行う記には4情報又は住所 を含む3情報による服金を行うことを禁り、した。また、上記のには4情報又は住所 事後 の(様式改正による項) 1 1 1 1 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	令和5年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	2022/4/1	2023/4/1	事後	評価書の見直しに伴い、計数 時点を最新のものに更新
十分である/判断の根拠	令和6年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	2023/4/1	2024/4/1	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新
→ 利野の根拠 (情報提供ホットワークシステムで情報開会を行ったができる場合 (特報提供ホットワークシステムで情報開会を行ったとかできる場面、	令和7年10月1日		_	・住基本ット照会を行う際には4情報収は住所を含むで精報による開金を行うことを破守していた。以、入為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・マイナンバー利用事務におけるガイドラインに 住所を含む3情報による服会を行うことを厳守している。また、形記の局面で特別による服会を行うことを厳守している。また、形記の局面ではいても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の配載がある申請書等(USBメーリを含む、)の保管・申請者に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力・個人番号及び本人情報のデータベースへの入力・個人番号及び本人情報のデータベースへの入力・個人番号及び本人情報の記載された申請書	事後	再実施に伴う見直しによるも の(様式改正による項目追
TRUE + 17 TR	令和7年10月1日	ん ちれる対象	_	入手が行われるリスクへの対策/十分である 判断の根拠 情報提供ネットワークシステムで情報照金を行 うこができる端末、購員、参照範囲が必要長 小限となるよう、アクセス制限を設定している。 また、アクセス制限の所持者には、事務取扱担 当者の研修において起席時のログアウト態度 を呼びかけており、整査も実施している。これら の対策を講じていることから、目的外の人手が 行われるリスターの対策は十分である」と考え	事後	лп)
	令和7年10月1日		令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	
	令和7年10月1日		令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	再実施に伴う見直しによるもの